

広島市報

定期第1054号
平成30年4月2日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市子ども医療費補助条例の一部を改正する条例（第1号）..... 4
- 広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例（第2号）..... 4
- 広島市介護保険条例の一部を改正する条例（第3号）..... 5
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第4号）..... 5

規 則

- 広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第1号）..... 7
- 広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）..... 8
- 広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則（第3号）..... 8

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 8
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 9
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定..... 9
- 介護保険法による指定事業者の指定..... 9
- 市営住宅の家賃の変更..... 9
- 民生委員協議会を組織する区域の一部変更..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

- 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件..... 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定..... 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止..... 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更..... 14
- 平成30年第1回広島市議会定例会の招集..... 14
- 地域包括支援センターの所在地の変更..... 14
- 住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理..... 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2件..... 14
- 公印の印影印刷の廃止..... 15
- 公印の印影印刷..... 15
- 改正前の介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退..... 15
- 自転車等の所有権の取得..... 16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 16
- 開発行為に関する工事の完了 3件..... 16
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可の申請..... 17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	18	律による指定医療機関の指定辞退	26
○平成30年度の路面復旧監督費の単価	19	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	27
○開発行為に関する工事の完了 2件	19	○開発行為に関する工事の完了	27
○公共下水道の供用開始	20	○区出納員の事務の一部委任(中区)	27
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始	20	○放置自転車等の撤去(中区) 6件	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	20	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止	21	○放置自転車等の撤去(中区)	28
○広島市荒下土地区画整理組合の設立認可申請に係る事業計画を縦覧に供する	21	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	28
○広島農業振興地域整備計画の変更	21	○放置自転車等の撤去(中区) 3件	28
○開発行為に関する工事の完了 2件	21	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区) 2件	29
○市営住宅の家賃の変更	22	○放置自転車等の撤去(中区) 2件	29
○自転車等の所有権の取得	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	29
○道路法による市道の路線の認定	23	○放置自転車等の撤去(中区) 3件	29
○道路の区域決定	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	30
○道路の供用開始	23	○放置自転車等の撤去(中区)	30
○広島市火葬場等及び広島市納骨堂の指定管理者の指定	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	30
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	24	○放置自転車等の撤去(中区) 2件	30
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止	24	○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)	30
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止	24	○放置自転車等の撤去(中区) 4件	30
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止	24	○放置自転車の撤去(東区) 7件	31
○都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更 3件	25	○放置自転車等の撤去(南区) 5件	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新	26	○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区)	32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退	26	○放置自転車等の撤去(南区) 3件	32
		○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区)	32
		○放置自転車等の撤去(南区) 5件	32
		○放置自転車等の撤去(西区) 3件	33
		○道路の区域変更(西区)	33
		○道路の供用開始(西区)	33
		○放置自転車等の撤去(西区) 3件	33
		○建築基準法による道路の位置の指定(西区)	34
		○放置自転車等の撤去(西区) 4件	34
		○道路の区域変更(西区)	34
		○道路の供用開始(西区)	34

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....35

○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件.....35

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....35

○道路の区域変更（安佐南区）.....35

○道路の供用開始（安佐南区）.....35

○道路の区域変更（安佐南区）.....36

○道路の供用開始（安佐南区）.....36

○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐南区）.....36

○平成30年第1回緑井財産区議会定例会の招集（安佐南区）.....36

○不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（安佐南区）.....36

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....37

○市街化区域内の里道の廃止（安佐南区）.....37

○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）.....37

○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....37

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....37

○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐南区）.....38

○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐南区）.....38

○上町屋二区町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....38

○安佐可台町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....38

○勝木ハイツ自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....38

○上町屋五区町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....38

○道路の区域変更（安佐北区）.....39

○道路の供用開始（安佐北区）.....39

○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐北区） 2件.....39

○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐北区）.....39

○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....39

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....39

○放置自転車の撤去（安芸区）.....40

○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....40

○道路の区域変更（安芸区）.....40

○道路の供用開始（安芸区）.....40

○放置自転車の撤去（安芸区）.....40

○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....40

○道路の区域変更（安芸区）.....40

○道路の供用開始（安芸区）.....41

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....41

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....41

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....41

○市街化区域内の里道の変更（佐伯区）.....41

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....41

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....41

○放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....41

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....42

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....42

○道路の区域変更（佐伯区）.....42

○道路の供用開始（佐伯区）.....42

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....42

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....43

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....43

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....43

区 告 示

○自動車臨時運行許可番号標の失効（東区） 2件.....43

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）.....43

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（西区）.....43

○広島市国民健康保険被保険者証の無効（安佐南区）.....43

選 管 告 示

○平成30年3月18日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日.....44

○公印の印影印刷 2件.....44

区 選 管 告 示

○高南財産区議会議員の任期満了による一般選挙（安佐北区）.....44

○平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....44

○平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び

日時（安佐北区）……………44

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における開票の事務（安佐
北区）……………44

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における投票所の設置（安
佐北区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における期日前投票所の設
置（安佐北区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における投票区の投票管理
者及びその職務を代理すべき者の選任（安
佐北区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における期日前投票所の投
票管理者及びその職務を代理すべき者の選
任（安佐北区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における投票記載所の候補
者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ
を行う場所及び日時（安佐北区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙において候補者1人につき
選挙運動に関して支出できる金額（安佐北
区）……………45

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙の当選した者の住所及び氏
名（安佐北区）……………45

区選管委員長告示

○平成30年2月14日執行の高南財産区議
会議員一般選挙における不在者投票の投票
記載場所（安佐北区）……………45

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催 2
件……………46

水道局規程

○広島市水道給水条例施行規程の一部を改正
する規程（第1号）……………46

監査公表

○平成29年度包括外部監査人の監査の結果
に関する報告の公表……………46

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項
の公表……………46

条 例

広島市条例第1号

平成30年2月28日

広島市子ども医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市子ども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項（第1号を除く。）において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条第2項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項及び第5条第2項の規定は、平成30年以後の年の所得による医療費の補助の制限及び一部負担金の額の算定について適用し、平成29年以前の年の所得による医療費の補助の制限及び一部負担金の額の算定については、なお従前の例による。

広島市条例第2号

平成30年2月28日

広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和48年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第8条第20項」を「第8条第21項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改め、「市町村」の右に「（特別区を含む。）」を加え、同項第2号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者及び」を「同一生計配偶者及び」に、「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附則第7項中「法律第123号」の右に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「第5条第15項」を「第5条第

17項」に、「住居」とを「住居」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」とあるのは「障害者総合支援法」とに改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定（「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号の改正規定（「前前年」を「前々年」に改める部分を除く。）による改正後の同号の規定は、平成31年8月1日以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

広島市条例第3号

平成30年2月28日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例

広島市介護保険条例（平成12年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中第22号を第25号とし、同表第21号中「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の」を削り、同号を同表第24号とし、同表中第13号から第20号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
(14) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
(15) 法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護医療院開設許可更新申請手数料	33,000円

別表備考の1中「第19号」を「第22号」に改め、同表備考の2中「第20号」を「第23号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第21号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第16条の規定により同条に規定する許可の申請があった場合には、この条例の施行の日においても、改正後の広島市介護保険条例別表第13号の規定の例により、当該申請に対する審査に係る手数料

を徴収することができる。

広島市条例第4号

平成30年2月28日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「さく」を「柵」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 建築物の建築面積の最低限度

第8条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、都市計画法第8条第1項第5号に規定する防火地域にある耐火建築物

第8条第3項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

第13条第1項第2号中「第8条第2項第2号」を「第8条第2項第3号」に改める。

別表第2の(14)の表建築物の用途の制限の項中

A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物 (2) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物
B地区、C地区及びD地区	風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物は、建築してはならない。

を

A地区及びC地区	風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物は、建築してはならない。
B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物 (2) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物

に

改め、同表容積率の最高限度の項中「A地区、」及び「及びC地区」を削り、同表に次のように加える。

建ぺい率の最高限度	A地区	10分の8とする。ただし、高度利用地区内に存する建築物、都市再生特別地区内に存する建築物又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可した建築物については、適用しない。
壁面の位置の制限	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、2メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
容積率の最低限度	A地区	10分の5とする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないもの (4) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
建築物の建築面積の最低限度	A地区	400平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの

別表第2の(14)の表に備考として次のように加える。

備考

- この表において「高度利用地区」とは、都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいう。
- この表において「都市再生特別地区」とは、都市計画法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区をいう。
- この表において「指定容積率」とは、都市計画法第8条第3項第2号イに定める容積率をいう。

別表第2の(15)の表建築物の用途の制限の項中「京橋川沿岸地区及び一般地区」を「A地区、B地区、C地区及びE地区」に、「猿猴川沿岸地区」を「D地区」に改め、同表容積率の最高限度の項中「京橋川沿岸地区のうち、A地区及び」及び「京橋川沿岸地区のうち、A地区においては10分の60、B地区においては」を削り、「京橋川沿岸地区のうちC地区及び猿猴川沿岸地区」を「C地区及びD地区」に、「京橋川沿岸地区のうちC地区に」を「C地区に」に、「猿猴川沿岸地区」を「D地区」に改め、同表に次のように加える。

建ぺい率の最高限度	A地区	10分の8とする。ただし、高度利用地区内に存する建築物、都市再生特別地区内に存する建築物又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可した建築物については、適用しない。
壁面の位置の制限	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、2メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
容積率の最低限度	A地区	10分の5とする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないもの (4) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
建築物の建築面積の最低限度	A地区	400平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの

別表第2の(15)の表備考を次のように改める。

備考

- この表において「地区計画図」とは、当該計画地区に係る都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。
- この表において「高度利用地区」とは、都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいう。
- この表において「都市再生特別地区」とは、都市計画法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区をいう。
- この表において「指定容積率」とは、都市計画法第8条第3項第2号イに定める容積率をいう。

別表第2の(16)の表建築物の用途の制限の項中「D地区及びE地区」を「及びD地区」に改め、同表容積率の最高限度の項中「A地区、」を削り、「C地区及びD地区」を「及びC地区」に改め、「A地区及び」を削り、「10分の60」を「10分の50」に改め、「においては10分の50、D地区」を削り、同表に次のように加える。

建ぺい率の最高限度	A地区	10分の8とする。ただし、高度利用地区内に存する建築物、都市再生特別地区内に存する建築物又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可した建築物については、適用しない。
壁面の位置の制限	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、2メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
容積率の最低限度	A地区	10分の5とする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないもの (4) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの
建築物の建築面積の最低限度	A地区	400平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物については、適用しない。 (1) 容積率が指定容積率以下のもの (2) 高度利用地区内に存するもの、都市再生特別地区内に存するもの又は法第59条の2第1項の規定により市長が許可したもの

別表第2の(16)の表備考を次のように改める。

備考

- この表において「都心幹線道路」とは、都市計画道路天満矢賀線、都市計画道路青崎草津線、都市計画道路駅前吉島線、都市計画道路紙屋町御幸橋線、都市計画道路中広宇品線、都市計画道路横川江波線及び都市計画道路御幸橋三篠線をいう。
- この表において「高度利用地区」とは、都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいう。
- この表において「都市再生特別地区」とは、都市計画法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区をいう。
- この表において「指定容積率」とは、都市計画法第8条第3項第2号イに定める容積率をいう。

第2条 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び第5条第2項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第6条第1項第1号中「建ぺい率最高限度規定」を「建蔽率最高限度規定」に改める。

第8条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第1項中「建ぺい率最高限度規定」を「建蔽率最高限度規定」に改め、同条第2項中「建ぺい率最高限度規定」を「建蔽率最高限度規定」に改め、同項第1号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第10条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の24の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(り)項第3号(1)」を「別表第2(ぬ)項第3号(1)」に、「同表(ぬ)項第1号(1)」を「同表(る)項第1号(1)」に、「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に改める。

別表第2の27の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に改め、同表垣又はさくの構造の制限の項中「さく」を「柵」に改める。

別表第2の28の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に改め、同表垣又はさくの構造の制限の項中「さく」を「柵」に改める。

別表第2の40の表建築物の用途の制限の項中「同表(り)項第3号」を「同表(ぬ)項第3号」に改め、同表垣又はさくの構造の制限の項中「さく」を「柵」に改める。

別表第2の46の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に、「別表第2(る)項」を「別表第2(む)項」に改める。

別表第2の56の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ち)項」を「別表第2(り)項」に改める。

別表第2の60の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に改める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

広島市規則第1号

平成30年2月28日

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども医療費補助条例施行規則（昭和48年広島市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」に、「市町村長（特別区長を含む。以下この号において同じ。）」を「当該市町村の長」に、「控除対象配偶者及

び扶養親族」を「扶養親族等」に、「市町村長の」を「当該市町村の長の」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 地方税法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定を読み替えて適用する場合における第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 2 号」とあるのは、「第 2 号（同法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市子ども医療費補助条例施行規則附則第 3 項の規定は、平成 2 9 年以後の所得の額の計算について適用する。

広島市規則第 2 号

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則（昭和 4 8 年広島市規則第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「市町村に」を「市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。））」に、「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項」に、「市町村長」を「市町村の長」に、「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を「同号」に、「控除対象配偶者及び扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 地方税法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定を読み替えて適用する場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号中「第 2 号」とあるのは「第 2 号（同法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」と、同条第 4 項中「第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号」とあるのは「第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号（同法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を除く。以下この項において同じ。））」と、同項第 1 号中「第 2 項第 1 号」とあるのは「第 2 項第 1 号（附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を除く。））」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則附則第 5 項の規定は、平成 2 9 年以後の所得の額の計算について適用する。

広島市規則第 3 号

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

広島市下水道条例施行規則（昭和 4 7 年広島市規則第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「〔に規定する老人控除対象配偶者〕を〔に規定する同一生計配偶者（7 0 歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。））」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に、「所得税法に規定する老人控除対象配偶者」を「所得税法に規定する同一生計配偶者」に改め、同表備考の 5 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第 2 中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（7 0 歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。））」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同表備考の 3 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第 3 中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（7 0 歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。））」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同表備考の 1 中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 号」に改め、同表備考の 5 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第 3 備考の 1 の改正規定を除く。）による改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、平成 3 1 年 8 月 1 日が属する使用料算定の基礎となる月からの下水道の使用に係る使用料について適用する。

告 示

広島市告示第 4 4 号

平成 3 0 年 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 3 0 年 2 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社 S h i n e	介護相談室か がやき西広島	広島市西区庚 午中一丁目 8 番 2 1 - 3 0 1 号	居宅介護支援

広島市告示第45号

平成30年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成30年2月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name, Address), 事業所 (Name, Address), サービスの種類 (Service Type). Rows include various care services like 訪問看護, 通所介護, etc.

広島市告示第46号

平成30年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項又は第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者

又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成30年2月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name, Address), 事業所 (Name, Address), サービスの種類 (Service Type). Rows include services like 地域密着型通所介護, 認知症対応型共同生活介護, etc.

広島市告示第47号

平成30年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成30年2月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 開設者 (Name, Address), 施設 (Name, Address), サービスの種類 (Service Type). Rows include services like 訪問介護サービス, 1日型デイサービス, etc.

広島市告示第48号

平成30年2月1日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14

条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
平成30年2月1日から平成30年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

(別紙)
変更後の家賃一覧

住宅名	種別	構造	専 用 床 面 積 ㎡	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃 (家賃限度額)	家賃月額						単位：円	
							政令月収	0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000	214,001 259,000
霞第A-2住宅504号	コミュニティ	高層耐火	55.9	昭和57年	0.8967	58,800 (67,200)	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800
庚午南住宅11号棟105号	公営住宅	中層耐火	67.4	昭和61年	0.8821	49,600	27,500	31,700	36,300	40,900	46,700	49,600	49,600	49,600
庚午南住宅15号棟101号	公営住宅	中層耐火	67.4	昭和62年	0.8874	52,700	28,000	32,300	37,000	41,700	47,700	52,700	52,700	52,700
戸坂東洋第七アパート303号	公営住宅	中層耐火	36.4	昭和44年	0.8623	17,100	10,900	12,600	14,400	16,300	17,100	17,100	17,100	17,100
戸坂東洋第十四アパート403号	公営住宅	中層耐火	41.4	昭和45年	0.8229	19,900	12,100	14,000	16,000	18,000	19,900	19,900	19,900	19,900
戸坂東洋第十七アパート403号	公営住宅	中層耐火	44.6	昭和45年	0.8362	21,900	13,200	15,300	17,500	19,700	21,900	21,900	21,900	21,900
戸坂東洋第十九アパート106号	公営住宅	中層耐火	44.6	昭和45年	0.8332	21,600	13,200	15,200	17,400	19,700	21,600	21,600	21,600	21,600
戸坂東洋第二十五アパート117号	公営住宅	中層耐火	41.4	昭和45年	0.8238	20,000	12,100	14,000	16,000	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000
戸坂東洋第二十五アパート317号	公営住宅	中層耐火	41.4	昭和45年	0.8238	20,000	12,100	14,000	16,000	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000
戸坂百田第十七アパート404号	公営住宅	中層耐火	41.9	昭和44年	0.8257	19,400	12,100	13,900	15,900	18,000	19,400	19,400	19,400	19,400
仁保宮の脇第二アパート23号	公営住宅	中層耐火	36.7	昭和41年	0.8513	17,100	10,300	11,800	13,600	15,300	17,100	17,100	17,100	17,100
福島第二アパート404号	公営住宅	中層耐火	41.8	昭和47年	0.8847	30,700	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	30,700	30,700
福島第二アパート407号	公営住宅	中層耐火	41.8	昭和47年	0.8847	30,700	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	30,700	30,700
新庄第一アパート13号	公営住宅	中層耐火	36.1	昭和41年	0.8559	16,900	10,100	11,700	13,400	15,100	16,900	16,900	16,900	16,900
新庄第二アパート15号	公営住宅	中層耐火	33.8	昭和40年	0.8559	15,900	9,300	10,700	12,300	13,900	15,900	15,900	15,900	15,900
新庄第四アパート11号	公営住宅	中層耐火	36.1	昭和41年	0.8559	17,300	10,100	11,700	13,400	15,100	17,300	17,300	17,300	17,300
新庄第五アパート21号	公営住宅	中層耐火	36.1	昭和41年	0.8559	16,900	10,100	11,700	13,400	15,100	16,900	16,900	16,900	16,900
庚午南住宅12号棟202号	公営住宅	中層耐火	55.9	昭和61年	0.8821	44,200	22,800	26,300	30,100	33,900	38,700	44,200	44,200	44,200
庚午南アパート1号棟207号	公営住宅	耐火二階建	36.8	昭和44年	0.8963	21,300	11,500	13,300	15,200	17,100	19,600	21,300	21,300	21,300
鈴が峰第七アパート305号	公営住宅	中層耐火	59.5	昭和54年	0.8615	41,200	21,300	24,600	28,100	31,700	36,200	41,200	41,200	41,200
鈴が峰第五アパート302号	公営住宅	中層耐火	57.5	昭和53年	0.841	43,400	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	43,400	43,400
鈴が峰東第二アパート202号	公営住宅	中層耐火	57.5	昭和53年	0.841	43,400	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	43,400	43,400
鈴が峰西第五アパート102号	公営住宅	中層耐火	64.3	昭和53年	0.841	46,500	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	46,500	46,500
鈴が峰西第八アパート402号	公営住宅	中層耐火	54.9	昭和52年	0.8471	44,500	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000	44,500
鈴が峰西第八アパート301号	公営住宅	中層耐火	54.9	昭和52年	0.8471	44,500	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000	44,500
五日市河内住宅305号	公営住宅	中層耐火	54.2	昭和53年	0.7813	39,000	17,300	20,000	22,800	25,800	29,400	34,000	39,000	39,000
千同住宅8号棟302号	公営住宅	中層耐火	36.7	昭和39年	0.8562	17,700	9,900	11,400	13,100	14,800	16,900	17,700	17,700	17,700
坪井住宅4号棟203号	公営住宅	中層耐火	46.6	昭和48年	0.8511	24,600	14,900	17,200	19,700	22,200	24,600	24,600	24,600	24,600

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) ×割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第49号

平成30年2月2日

民生委員協議会を組織する区域の一部を平成30年2月5日付で別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭和55年広島市規則第18号）第3条の規定により、告示します。

広島市長 松井一實

(別表)

己斐地区民生委員児童委員協議会及び己斐上地区民生委員児童委員協議会の区域変更について

(現行)

Table with 2 columns: 区分, 区域. Rows include 己斐地区民生委員児童委員協議会 and 己斐上地区民生委員児童委員協議会.



(変更後)

Table with 2 columns: 区分, 区域. Rows show updated regional divisions for 己斐地区 and 己斐上地区.

広島市告示第50号

平成30年2月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists designated care facilities like ニックス訪問看護ステーション.

Table with 3 columns: 通所介護事業所名称, 所在地, 平成年月日. Lists various care facilities and their locations.

広島市告示第51号

平成30年2月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 廃止年月日, 事業所の名称, 所在地, 事業者（法人）の名称. Lists discontinued care facilities.

平成28年9月30日	デイサービスあさひ	広島市佐伯区旭園9-31	株式会社あさひメディコ
平成27年9月24日	広島市祇園・長束地域包括支援センター	広島市安佐南区祇園六丁目10番22号	社会福祉法人広島良城会
平成25年11月30日	菱和居宅介護支援事業所	広島市中区大手町三丁目6-12	株式会社菱和メディカルマネジメント中国
平成28年1月18日	大塚歯科 あいりす	広島市中区紙屋町二丁目2-9 松原ビル3F	大塚 道征
平成28年10月22日	絵手がみ	広島市安佐北区亀山六丁目33-19	株式会社希翼
平成28年8月31日	クリニカルサポート訪問看護ステーションひろしま	広島市西区井口四丁目38番18号フラワーヒルズ105号室	株式会社クリニカルサポート

広島市告示第52号

平成30年2月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
産婦人科 長尾クリニック	広島市中区鞆町14-11-3 F	平成30年2月1日	平成36年1月31日
森本歯科クリニック	広島市中区白鳥九軒町24-3-101	平成30年2月1日	平成36年1月31日
(有)エヌ・イー・ピー 舟入本町調剤薬局	広島市中区舟入本町15-19	平成30年2月1日	平成36年1月31日
コスモス薬局 光南店	広島市中区光南一丁目11-11	平成30年2月1日	平成36年1月31日
佐々木産婦人科	広島市東区戸坂中町6-8	平成30年2月1日	平成36年1月31日
寺分薬局	広島市東区福田六丁目2026-1	平成30年2月1日	平成36年1月31日
医療法人社団 祐仁会 川上医院	広島市南区青崎一丁目7-2	平成30年2月1日	平成36年1月31日
ハロー薬局	広島市南区出汐一丁目5-17	平成30年2月1日	平成36年1月31日
リバーサイド薬局	広島市南区稲荷町3-20トーレ稲荷町1F	平成30年2月1日	平成36年1月31日
トワニー薬局	広島市南区出汐一丁目12-25	平成30年2月1日	平成36年1月31日

医療法人社団 小林内科胃腸科医院	広島市西区庚午北二丁目18-12	平成30年2月1日	平成36年1月31日
馬場眼科	広島市安佐南区相田一丁目10-17	平成30年2月1日	平成36年1月31日
全快堂薬局西原店	広島市安佐南区西原七丁目6-11	平成30年2月1日	平成36年1月31日
有限会社アーニスト 瀬野薬局	広島市安芸区瀬野一丁目26-3	平成30年2月1日	平成36年1月31日
そうごう薬局倉重店	広島市佐伯区倉重一丁目96-1	平成30年2月1日	平成36年1月31日

広島市告示第53号

平成30年2月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
島内科医院	広島市中区大手町一丁目5-25	平成30年2月1日	平成36年1月31日
西村内科クリニック	広島市中区袋町5-38山中ビル4F	平成30年2月1日	平成36年1月31日
田中歯科医院	広島市東区東山町2-12	平成30年2月24日	平成36年2月23日
向井歯科医院	広島市南区段原山崎二丁目9-25	平成30年2月1日	平成36年1月31日
今井歯科医院	広島市西区草津南一丁目7-10みなみビル2F	平成30年2月1日	平成36年1月31日
野村歯科医院	広島市安佐南区祇園二丁目42-14	平成30年2月1日	平成36年1月31日
あけた歯科医院	広島市安佐南区西原一丁目1-1	平成30年2月1日	平成36年1月31日

広島市告示第54号

平成30年2月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための

介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
にこやか居宅介護支援事業所	広島市南区霞二丁目8-18-104号	平成25年12月23日
あいわ在宅療養支援ステーション	広島市南区東雲本町一丁目14-16-1	平成29年12月1日
フレア薬局	広島市西区西観音町23-17	平成29年10月25日

広島市告示第55号

平成30年2月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成25年12月22日	にこやか居宅介護支援事業所	広島市南区東雲一丁目22-2-203号	株式会社エンジェルハート
平成29年11月30日	ハーモニー訪問看護リハビリステーション	広島市南区東雲本町一丁目2-19	株式会社あいわ
平成30年1月31日	さくら・介護ステーション新井口	広島市西区草津新町二丁目15番11号小川コーポ303号	株式会社さくら介護グループ

広島市告示第56号

平成30年2月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者（法人）の名称	変更年月日
--------	---------	------------	-------

旧	長楽寺薬局	広島市安佐南区長楽寺二丁目13-30	株式会社エスマイル	平成29年5月1日
新	エスマイル薬局長楽寺店			

広島市告示第57号

平成30年2月8日

平成30年第1回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成30年2月15日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第58号

平成30年2月9日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称
広島市江波地域包括支援センター
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
地域包括支援センターの所在地	広島市中区江波西二丁目14番8号	広島市中区江波二本松二丁目6番27号

- 3 変更の期日
平成30年2月26日

広島市告示第59号

平成30年2月13日

住宅宿泊事業法第68条第2項の規定により、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うことについて、広島県知事と協議し、これを処理することとしましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日	平成30年3月15日
------------------------	------------

広島市告示第60号

平成30年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3

第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は は施術者の住所)		
佐川智康	つくし鍼灸接骨院	広島市安佐南区伴東三丁目5-11	あん摩・マッサージ	平成29年 12月15日
岡田功司				
佐川智康			はり・きゅう	
岡田功司				
田中翔太				

広島市告示第61号

平成30年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
前本行人	アッセ展望マッサージ白馬	広島市南区松原町2-37	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年 12月1日
西原穰治	接骨鍼灸院 しろくま堂	広島市安佐南区山本三丁目12-9	柔道整復	平成30年 1月1日
福田直美	はな鍼灸整骨院	広島市安佐南区安東一丁目1-8	柔道整復	平成29年 11月1日
中久保直樹				

広島市告示第62号

平成30年2月13日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については印影を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認し、告示しましたが、平成30年1月29日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめましたので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	告示日 告示番号	印影に使用する 公印の名称
介護保険特定負担限度額認定書（特別養護老人ホームの要介護措置入所者に関する認定証）	平成17年9月8日 広島市告示第339号	市印
介護保険利用者負担額減額・免除認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）	平成12年2月17日 広島市告示第42号	
介護保険訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）		
社会福祉法人等利用者負担減免確認証	平成12年8月25日 広島市告示第321号	

広島市告示第63号

平成30年2月13日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影に使用する公印の名称
介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	市印
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
訪問介護等利用者負担額減額認定証（障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置）	
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	

広島市告示第64号

平成30年2月13日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		

医療法人のぞみ	瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一丁目28番3号	平成30年1月31日	介護療養型医療施設
---------	--------	------------------	------------	-----------

広島市告示第65号

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第66号

平成30年2月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
- (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広電ストア
 代表取締役 脇本 和男
 広島市中区東千田町二丁目9番29号
 広島電鉄株式会社
 代表取締役 椋田 昌夫
 広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）別紙1のとおり
 （変更後）別紙2のとおり

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 別紙1・2のとおり

5 届出年月日

平成30年1月26日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成30年2月13日から同年6月13日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成30年6月13日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第67号

平成30年2月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区の石内東四丁目の500番11, 500番12, 500番13, 500番14, 500番15, 500番16, 500番17, 500番18, 500番19, 500番20, 500番21, 500番22, 538番4, 547番1, 547番8, 547番9, 547番10, 547番4, 549番, 563番1, 563番2, 563番3, 563番4, 565番1, 565番2, 565番3, 565番4, 568番1, 617番1, 617番4及び647番2,
 石内東三丁目の500番4, 500番292及び500番293並びに五日市町大字石内字境神の6381番8, 6384番3, 6388番7及び6394番6

2 開発面積

261,800.68㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 イオンモール株式会社
 代表取締役 吉田昭夫

4 検査済証交付年月日

平成30年2月14日

広島市告示第68号

平成30年2月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安芸区中野東七丁目4238番8
- 2 開発面積
3,358.65㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府阪南市桃の木台二丁目1番3号
大阪螺子販売株式会社
代表取締役 井上 博文
- 4 検査済証交付年月日
平成30年2月14日

広島市告示第69号

平成30年2月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
Ⅲ-15-2工区
広島市佐伯区石内北二丁目の1921番33, 1921番34, 1921番35, 1921番46, 2494番12, 2498番, 2499番2及び2501番2
- 2 開発面積
Ⅲ-15-2工区 8,730.69㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区石内北二丁目1番2号
西広島開発株式会社
代表取締役 下紺 秀則
- 4 検査済証交付年月日
平成30年2月14日

広島市告示第70号

平成30年2月15日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、平成30年2月15日から3月7日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請者等

- (1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
申請者の住所 広島県安芸郡府中町新地3番1号
申請者の名称 マツダ株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 小飼 雅道
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
事業場の所在地 広島市南区小磯町174番地ほか
事業場の名称 マツダ株式会社

2 申請内容

新たに自動式車両洗浄施設を1基設置する。

また、汚水処理施設等の設置・変更はなく、排出水量及び汚濁負荷量に変更はない。

- (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法
別紙1のとおり
- (2) 汚水等の処理の方法
別紙2のとおり
- (3) 排出水の汚染状態及び量
別紙3のとおり

別紙1

- (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

区 分		新設		
種 類		71 自動式車両洗浄施設		
名 称		広-176 仁保センター洗車装置		
能 力		120台/h		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	許可後1ヶ月		
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔	30秒/回		
	1日当たりの使用時間	24時間		
	季節的変動の概要		なし	
	排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	通常 7	（最大 6~8）
		生物化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 -	（最大 -）
		化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 25	（最大 30）
		浮遊物質質量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 50	（最大 60）
全窒素（単位：1リットルにつきミリグラム）		通常 10	（最大 15）	
全りん（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2	（最大 2）		
n-ヘキサン抽出物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 1	（最大 6）		
汚水等の排出量（単位：1日につき立方メートル）		通常 0	（最大 5）	
汚水等の排出先		海田湾		
その他参考となるべき事項		通常、水は循環して使用する。 メンテナンス時は、東地区廃水処理場へ排出する。		

別紙2

(2) 汚水等の処理の方法

汚水等の処理施設	区 分	変更なし			
	種 類	東地区廃水処理場			
	能 力	14400m ³ /日			
	汚水等の処理の方法	凝集沈殿、活性汚泥（砂濾過、活性炭）			
	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用後の汚水等の汚染状態	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.5～9.0	5.5～9.0	5.5～9.0	5.5～9.0
	生物化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	-	-	-	-
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	60～80	80～120	15	20
	浮遊物質（SS）（単位：1リットルにつきミリグラム）	100～120	120～150	8	10
	全窒素（単位：1リットルにつきミリグラム）	36	60	18	60
	全りん（単位：1リットルにつきミリグラム）	15	40	8	16
	n-ヘキサン抽出物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	10～20	20～40	2.5	3
	六価クロム（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND	ND	ND
	全クロム（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND	ND	ND
	全シアン（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND	ND	ND
	流入又は排出される汚水等の量（単位：1日につき立方メートル）	9.942	13.802	9.942	13.802
	汚水等の排出先	海田湾			

別紙3

(3) 排出水の汚染状態及び量

区 分	変更なし	
排 水 口 名	No. 4	
	通常	最大
水素イオン濃度	5.5～9.0	5.5～9.0
生物化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	-	-
化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	13	20
浮遊物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	7	10
全窒素（単位：1リットルにつきミリグラム）	16	60
全りん（単位：1リットルにつきミリグラム）	7	16
n-ヘキサン抽出物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	2	3
六価クロム（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND
全クロム（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND
全シアン（単位：1リットルにつきミリグラム）	ND	ND
排出水の量（単位：1日につき立方メートル）	1194.92	13801.6
その他参考となるべき事項	排出先：海田湾	

広島市告示第71号

平成30年2月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
おひさま歯科小児歯科	広島市中区光南四丁目5-34安田ビル1F	平成29年6月1日
住田歯科	広島市中区袋町7-3	平成30年1月1日
小松歯科医院	広島市東区戸坂山崎町1-6	平成29年11月29日
同仁薬局	広島市東区光町一丁目11-5	平成30年1月1日
龍神薬局	広島市南区西旭町11-3	平成29年12月31日
ポピー薬局	広島市南区宇品神田五丁目26-16第3松尾ビル	平成29年12月30日
長谷医院	広島市西区三篠町一丁目7-19	平成29年12月31日
佐々木胃腸科内科医院	広島市西区横川町二丁目11-12	平成29年12月21日
横川タリア薬局	広島市西区横川町二丁目10-32	平成29年12月26日
岡橋歯科医院	広島市安佐南区祇園二丁目23-20	平成30年1月1日
タカハシ整形外科	広島市安佐北区可部五丁目14-12	平成29年12月31日
山田歯科医院	広島市佐伯区美鈴が丘東二丁目3-11	平成29年11月13日

広島市告示第72号

平成30年2月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 （出張専門の場合は施術者の住所）		
井上徳浩	マッサージレイズ治療院 広島横川	広島市西区横川町三丁目12-15	あん摩・マッサージ	平成30年1月11日

追田美佐江	さんらいずれっとマッサージ院安佐南	広島市安佐南区祇園一丁目24-14アーバン田部104号	あん摩・マッサージ	平成30年1月5日
鶴田賢一				平成30年2月5日
品川千重	バンダ接骨鍼灸院可部院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	柔道整備	平成30年1月4日
中島広観			はり・きゅう	
濱野裕希				

広島市告示第73号

平成30年2月19日

平成30年度の路面復旧監督費の単価を別紙のとおり定める。

なお、この単価は、平成30年4月1日以後に申請を受理した道路の占用の許可又は工事の承認に基づき施工される掘削跡の復旧工事について適用する。

広島市長 松井一實

(別紙)

路面復旧監督費単価表

種別		単位	路面復旧監督費	
車道	アスファルト舗装道	舗装厚 39cm 下層路盤 10cm 上層路盤 10cm 基層 9cm 中間層 5cm 表層 5cm	1㎡当たり 1,160円	
		舗装厚 35cm 下層路盤 15cm 上層路盤 10cm 中間層 5cm 表層 5cm	〃 760円	
		舗装厚 35cm 下層路盤 20cm 上層路盤 10cm 表層 5cm	〃 490円	
		舗装厚 25cm 下層路盤 10cm 上層路盤 10cm 表層 5cm	〃 470円	
		舗装厚 19cm 路盤 15cm 表層 4cm	〃 370円	
		舗装厚 14cm 路盤 10cm 表層 4cm	〃 350円	
		舗装厚 26cm 下層路盤 15cm 上層路盤 3cm 表層 8cm	〃 740円	
		舗装厚 41cm 下層路盤 15cm 上層路盤 20cm 中間層 3cm 表層 3cm	〃 3,760円	
		インターロッキングブロック舗装道	舗装厚 19cm 下層路盤 10cm 上層路盤 3cm 表層 6cm	〃 700円
		滑り止めタイル舗装道(テラゾータイル)	舗装厚 21cm 下層路盤 10cm 上層路盤 5cm 中間層 3cm 表層 3cm	〃 3,330円
舗装道以外の道路	路盤 10cm	〃 90円		

歩道	アスファルト舗装道	舗装厚 13cm 路盤 10cm 表層 3cm	〃	290円
	アスファルト舗装道(透水性)	舗装厚 14cm 路盤 10cm 表層 4cm	〃	460円
	コンクリート舗装道	舗装厚 17cm 路盤 10cm 表層 7cm	〃	300円
	インターロッキングブロック舗装道	舗装厚 19cm 下層路盤 10cm 上層路盤 3cm 表層 6cm	〃	700円
	滑り止めタイル舗装道(テラゾータイル)	舗装厚 21cm 下層路盤 10cm 上層路盤 5cm 中間層 3cm 表層 3cm	〃	3,330円
	舗装道以外の道路	路盤 10cm	〃	90円

- 植樹帯の掘削工事にかかる路面復旧監督費は、この表の舗装道以外の道路の項に定める額とする。
- この表に定めのない道路及び特殊な箇所の掘削にかかる路面復旧監督費は、別に定めるところによる。

広島市告示第74号

平成30年2月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区山根町の79番2の一部及び80番10の一部
- 開発面積
1,458.48㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区尾長西二丁目12番1号
学校法人 瀬戸内学園
理事長 松本 豊彦
- 検査済証交付年月日
平成30年2月19日

広島市告示第75号

平成30年2月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市南区仁保三丁目の660番3の一部、660番9の

- 一部及び660番126の一部
- 2 開発面積
2,998.88㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市北区今八丁目14番39号
中四国セキスイハイム不動産株式会社
代表取締役 池田 孝行
- 4 検査済証交付年月日
平成30年2月19日

広島市告示第76号

平成30年2月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
平成30年2月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	八木八丁目の一部	分流
	安芸区	畑賀一丁目の一部	
汚水を排除	安佐南区	八木三丁目、東野二丁目、中筋二丁目、祇園五丁目及び長束二丁目の各一部	
	安佐北区	深川七丁目、可部南四丁目、亀山二丁目及び可部町大字桐原の各一部	

広島市告示第77号

平成30年2月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成30年2月20日

- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	八木三丁目、八木八丁目、東野二丁目、中筋二丁目、祇園五丁目及び長束二丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	深川七丁目、可部南四丁目、亀山二丁目及び可部町大字桐原の各一部	
安芸区	畑賀一丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第78号

平成30年2月20日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
レチナクリニック横山眼科	広島市中区東千田町一丁目1-53hittonaレジスクエア1F	平成30年1月15日	平成36年1月14日
広島静脈瘤クリニック	広島市中区鉄砲町10-182F	平成30年1月24日	平成36年1月23日
おひさま歯科・小児歯科	広島市中区光南四丁目5-34安田ビル1階	平成29年6月1日	平成35年5月31日
住田歯科	広島市中区袋町7-3	平成30年1月1日	平成35年12月31日
同仁薬局	広島市東区光町一丁目11-51階	平成30年1月1日	平成35年12月31日
よしたに眼科	広島市南区宇品神田一丁目2-164F	平成30年2月9日	平成36年2月8日
住田薬局	広島市西区己斐本町一丁目25-101階	平成27年10月1日	平成33年9月30日
やぎ眼科	広島市安佐南区八木一丁目19-16	平成30年2月1日	平成36年1月31日
岡橋歯科医院	広島市安佐南区祇園二丁目23-20	平成30年1月1日	平成35年12月31日

川岡歯科クリニック	広島市佐伯区海老園二丁目3-8 1F	平成30年1月1日	平成35年12月31日
-----------	--------------------	-----------	-------------

広島市告示第79号

平成30年2月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
中久保直樹 福田直美 本吉鉄平 澤田誠志 岡田佳奈子 泊野純子	リラ鍼灸整骨院 安東院	広島市安佐南区安東一丁目1-8	柔道整復	平成29年11月1日
西原穰治	接骨鍼灸院 しろくま堂	広島市安佐南区山本一丁目17-6	柔道整復	平成30年1月1日
黒瀬錠 鶴田賢一	さんらいずれっどマッサージ院 安佐南	広島市安佐南区祇園一丁目24-14 アーバン田部104号	あんま・マッサージ	平成29年12月31日 平成30年2月4日

広島市告示第80号

平成30年2月20日

広島市荒下土地地区画整理組合の設立認可申請に係る事業計画を土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、この事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広島市長に意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

1 縦覧期間

平成30年2月22日から平成30年3月7日まで（2週間）

（土曜日及び日曜日も縦覧しています。）

2 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局指導部宅地開発指導課（市役所本庁舎6階）

3 縦覧期間

午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第81号

平成30年2月21日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第82号

平成30年2月22日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区五日市町大字石内字中郷4123番4の一部

2 開発面積

238.16㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区高取北二丁目13番30-101号A

梶川 尚志

4 検査済証交付年月日

平成30年2月22日

広島市告示第83号

平成30年2月22日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
1 工区
広島市中区江波南二丁目1468番2の一部
- 2 開発面積
630.81㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
福山市南蔵王町六丁目12番22号
ワウハウス株式会社
代表取締役 藤井 義男
- 4 検査済証交付年月日
平成30年2月22日

広島市告示第84号

平成30年2月26日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
平成30年2月1日から平成30年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

変更後の家賃一覧

住宅名	種別	構造	専 用 床 面 積 ㎡	建設年度	利便性係数 (改善による変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	家賃月額				単位：円		
							政令月収	0	104,001)	123,001)		139,001)	158,001)
皆美平和住宅1号棟101号	公営住宅	中層耐火	56.3	昭和57年	0.9232	44,500	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	44,500
坪井住宅2号棟104号	公営住宅	中層耐火	41.9	昭和45年	0.8511	20,200	12,700	14,600	16,700	18,900	20,200	20,200	20,200
坪井住宅5号棟102号	公営住宅	中層耐火	41.9	昭和45年	0.8511	20,200	12,700	14,600	16,700	18,900	20,200	20,200	20,200

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第85号

平成30年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第86号

平成30年2月27日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点
		終 点
17262	安佐南1区 519号線	安佐南区緑井七丁目2200番地1地先
		安佐南区緑井七丁目2136番地1地先
17263	安佐南2区 1147号線	安佐南区上安二丁目130番地7地先
		安佐南区上安二丁目130番地13地先
17264	安佐南4区 843号線	安佐南区伴中央二丁目3229番地10地先
		安佐南区伴中央二丁目3229番地11地先
17265	安佐北4区 519号線	安佐北区安佐町大字久地字城下4438番地3地先
		安佐北区安佐町大字久地字城下4491番地地先
17266	佐伯4区 568号線	佐伯区楽々園六丁目1065番地31地先
		佐伯区楽々園六丁目1065番地48地先

広島市告示第87号

平成30年2月27日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安佐南1区 519号線	メートル 4.20 ～ 8.25	メートル 106.60

市道	安佐南2区 1147号線	メートル 4.52 ～ 10.20	メートル 78.67
市道	安佐南4区 843号線	メートル 4.50 ～ 8.76	メートル 24.33
市道	安佐北4区 519号線	メートル 6.60 ～ 12.00	メートル 34.50
市道	佐伯4区 568号線	メートル 6.00 ～ 11.45	メートル 170.09

広島市告示第88号

平成30年2月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区519号線	安佐南区緑井七丁目2200番地1地先	平成30年2月27日
		安佐南区緑井七丁目2136番地1地先	
市道	安佐南2区1147号線	安佐南区上安二丁目130番地7地先	平成30年2月27日
		安佐南区上安二丁目130番地13地先	
市道	安佐南4区843号線	安佐南区伴中央二丁目3229番地10地先	平成30年2月27日
		安佐南区伴中央二丁目3229番地11地先	
市道	佐伯4区568号線	佐伯区楽々園六丁目1065番地31地先	平成30年2月27日
		佐伯区楽々園六丁目1065番地48地先	

広島市告示第89号

平成30年2月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市火葬場等及び広島市納骨堂の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市火葬場等条例（昭和37年広島市条例第21号）第17条第3項及び広島市墓地及び納骨堂条例（昭和39年広島市条例第16号）第18条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
 広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市湯来火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂
- 2 指定の相手方
 広島市中区袋町4番31号
 まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）
 （構成員）
 株式会社合人社計画研究所
 株式会社日本斎苑
- 3 指定の期間
 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

広島市告示第90号

平成30年2月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人広島南診療所	訪問介護事業所みなみ	広島市南区宇品御幸二丁目4番7号	平成30年2月28日	訪問介護及び介護予防訪問介護
サンステップ株式会社	訪問介護センターげんき	広島市安佐南区伴東八丁目12番17号	平成30年2月28日	介護予防訪問介護
株式会社みのり	ホームケアセンターみのり	広島市東区矢賀新町四丁目1番7号	平成30年2月28日	介護予防通所介護
株式会社オリープ	デイサービスオリープ	広島市南区似島町字家下605番地の1	平成30年2月28日	介護予防通所介護
株式会社LAT	街かどデイ花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	平成30年2月28日	介護予防通所介護
株式会社つなぐ	つなぐデイサービス己斐	広島市西区己斐中一丁目10番10-12号	平成30年2月28日	通所介護及び介護予防通所介護
サンステップ株式会社	デイサービスセンターげんき大町	広島市安佐南区緑井一丁目28番36号	平成30年2月28日	介護予防通所介護
特定非営利活動法人かべ工房村	縁が和	広島市安佐北区龜山南二丁目5番18号	平成30年2月28日	介護予防通所介護
社会福祉法人可部大文字会	デイサービスセンター花みずき	広島市安佐北区可部南三丁目10番23号	平成30年2月28日	通所介護及び介護予防通所介護

株式会社アルク	アルク福祉用具貸与事業所	広島市安佐南区上安二丁目8番27-101号	平成30年2月28日	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
---------	--------------	-----------------------	------------	--------------------

広島市告示第91号

平成30年2月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社オリープ	デイサービスオリープ	広島市南区似島町字家下605番地の1	平成30年2月28日	地域密着型通所介護
株式会社LAT	街かどデイ花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	平成30年2月28日	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人かべ工房村	縁が和	広島市安佐北区龜山南二丁目5番18号	平成30年2月28日	地域密着型通所介護
有限会社ピースフル	デイサービスすまいる	広島市安佐南区相田五丁目5番9-8号	平成30年2月28日	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

広島市告示第92号

平成30年2月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社LAT	居宅介護支援事業所花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	平成30年2月28日	居宅介護支援

広島市告示第93号

平成30年2月28日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告

示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
医療法人広島南診療所	訪問介護事業所みなみ	広島市南区宇品御幸二丁目4番7号	平成30年2月28日	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
サンステップ株式会社	訪問介護センターげんき	広島市安佐南区伴東八丁目12番17号	平成30年2月28日	訪問介護サービス
株式会社ほのか	ほのか	広島市佐伯区八幡四丁目5番18号	平成30年2月28日	訪問介護サービス
株式会社みのり	ホームケアセンターみのり	広島市東区矢賀新町四丁目1番7号	平成30年2月28日	1日型デイサービス
株式会社オーブ	デイサービスオーブ	広島市南区似島町字家下605番地の1	平成30年2月28日	1日型デイサービス
株式会社LAT	街かどデイ花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	平成30年2月28日	1日型デイサービス
株式会社つなぐ	つなぐデイサービス己斐	広島市西区己斐中一丁目10番10-12号	平成30年2月28日	1日型デイサービス
ヤマネホールディングス株式会社	デイサービスきたえるーむ広島観音	広島市西区観音本町二丁目2番5号	平成30年2月28日	短時間型デイサービス
サンステップ株式会社	デイサービスセンターげんき大町	広島市安佐南区緑井一丁目28番36号	平成30年2月28日	1日型デイサービス
医療法人あすか	リハビリデイ・ポシブルみどりい	広島市安佐南区緑井三丁目20番1-102号	平成30年2月28日	短時間型デイサービス
特定非営利活動法人かべ工房村	緑が和	広島市安佐北区龜山南二丁目5番18号	平成30年2月28日	1日型デイサービス
社会福祉法人可部大文字会	デイサービスセンター花みずき	広島市安佐北区可部南三丁目10番23号	平成30年2月28日	1日型デイサービス

広島市告示第94号

平成30年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び西区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
平和大通り地区地区計画（変更）	広島市中区の東平塚町、鶴見町、宝町、田中町、三川町、富士見町、中町、小町、大手町二丁目、大手町三丁目、中島町、土橋町、河原町、小網町及び舟入町の各一部 広島市西区の観音町、東観音町、西観音町、都町、福島町一丁目及び福島町二丁目の各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所建設部建築課
- (3) 広島市西区福島町二丁目2番1号 西区役所建設部建築課

広島市告示第95号

平成30年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
リバーフロント地区地区計画（変更）	広島市中区の上鞆町、橋本町、銀山町、西平塚町及び東平塚町の各一部 広島市南区の京橋町、稲荷町、比治山町、比治山本町、松川町、的場町一丁目、的場町二丁目、段原四丁目、大須賀町、松原町、猿猴橋町、西荒神町、西蟹屋一丁目及び西蟹屋四丁目の各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建設部建築課

広島市告示第96号

平成30年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、中区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
都心幹線道路沿道地区地区計画（変更）	広島市中区の上幟町、幟町、橋本町、鉄砲町、上八丁堀、八丁堀、基町、紙屋町一丁目、紙屋町二丁目、本通、立町、堀川町、銀山町、胡町、新天地、三川町、袋町、中町、小町、竹屋町、昭和町、宝町、富士見町、東平塚町、西平塚町、国泰寺町一丁目、国泰寺町二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、加古町、住吉町、本川町一丁目、本川町二丁目、本川町三丁目、十日市町一丁目、十日市町二丁目、寺町、広瀬北町、広瀬町、西十日市町、榎町、猫屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、土橋町、小網町、河原町、舟入町、舟入中町及び舟入本町の各一部 広島市南区の松川町、稲荷町、金屋町、的場町一丁目及び京橋町の各一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建設部建築課

広島市告示第97号

平成30年2月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
三好医院	広島市中区東白鳥町17-1	平成30年3月1日	平成36年2月29日
秋田クリニック	広島市西区横川町二丁目7-7	平成30年3月1日	平成36年2月29日
有廣医院	広島市西区古江西町7-20	平成30年3月1日	平成36年2月29日
聖ヶ丘歯科医院	広島市西区横川町三丁目10-5	平成30年3月1日	平成36年2月29日
大宮歯科医院	広島市西区大宮一丁目27-4	平成30年3月1日	平成36年2月29日
バンビ小児歯科医院	広島市西区横川町三丁目3-6 ヒノイビル3F	平成30年3月1日	平成36年2月29日
渡辺歯科医院	広島市西区横川町三丁目3-6 ヒノイビル4F	平成30年3月1日	平成36年2月29日
児玉医院	広島市安佐南区祇園四丁目50-24	平成30年3月21日	平成36年3月20日
木村歯科医院	広島市安佐北区口田南二丁目12-3	平成30年3月1日	平成36年2月29日
しらかわ歯科クリニック	広島市安佐北区三入三丁目13-3	平成30年3月1日	平成36年2月29日
中本歯科クリニック	広島市佐伯区五月が丘二丁目6-1	平成30年3月1日	平成36年2月29日
いわもと歯科	広島市佐伯区湯来町大字伏谷字東川角115-1	平成30年3月1日	平成36年2月29日

広島市告示第98号

平成30年2月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日

藤原皮膚科医院	広島市佐伯区海老園二丁目6-23	平成30年2月16日
---------	------------------	------------

広島市告示第99号

平成30年2月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
松田泰治	からだ元氣治療院 広島南中店鍼灸マッサージ	広島市南区翠五丁目7-5	はり・きゅう	平成30年2月13日
上垣内良二	リーフ治療院	広島市西区井口鈴が台二丁目6-16 1F	あん摩・マッサージ	平成30年2月1日

広島市告示第100号

平成30年2月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区山本町字方置山12232番2外27筆（別紙のとおり）
(4-2工区)
 - 開発面積
79,255.69㎡
(4-2工区)
 - 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区中町7番16号
東亜地所株式会社
代表取締役 西本 義弘
 - 検査済証交付年月日
平成30年2月28日
- 地番一覧表
広島市安佐南区山本町字方置山

新

12232- 2
12235 の一部
12236- 2の一部
12238- 2
12240
12243- 1の一部
12256- 4の一部
12291- 2
12325- 3
12496-15
12546- 2
12556
12557
12560
12562
12563
12564
12565
12566
12567
12568- 2
12569- 2
12570- 2
12575- 3
12580- 4
3290 の一部
3717- 2
3718- 3
28筆 (内 一部 5筆)

広島市告示（中区）第30号

平成30年2月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたと告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員 市川 登喜江
- 委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納
(区役所時間外窓口の収納に限る。)
- 委任年月日
平成30年2月1日
- 委任期間
平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(中区)第31号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第32号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第33号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第34号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第35号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第36号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第37号

平成30年2月8日

広島市新白鳥駅A自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第38号

平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第39号

平成30年2月14日

広島市富士見第二自転車等駐車場、及び広島市基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第40号

平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第41号

平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第42号

平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第43号

平成30年2月14日

広島市基町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第44号

平成30年2月14日

広島市富士見第二自転車等駐車場、及び広島市東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第45号

平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第46号

平成30年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第47号

平成30年2月20日

広島市西新天地自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第48号

平成30年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第49号

平成30年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第50号

平成30年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第51号

平成30年2月22日

広島市西新天地自転車等駐車場、及び広島市基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第52号

平成30年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第53号

平成30年2月22日

広島市富士見第二自転車等駐車場、及び広島市江波広電車庫前自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第54号

平成30年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第55号

平成30年2月22日

広島市江波広電車庫前駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第56号

平成30年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第57号

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第58号

平成30年2月28日

広島市東新天地自転車等駐車場、広島市西新天地自転車等駐車場、及び広島市新白鳥駅A自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第59号

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第60号**

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第61号

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第62号**

平成30年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第11号

平成30年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第12号**

平成30年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第13号

平成30年2月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第14号**

平成30年2月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第15号

平成30年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第16号**

平成30年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第17号

平成30年2月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第19号**

平成30年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第20号

平成30年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第21号**

平成30年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第22号

平成30年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第23号**

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示（南区）第24号

平成30年2月8日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成30年2月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第25号**

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第26号

平成30年2月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第27号**

平成30年2月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第28号

平成30年2月19日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成30年2月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第29号**

平成30年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第30号

平成30年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第31号

平成30年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第32号

平成30年2月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第33号

平成30年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第11号

平成30年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項または第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第12号

平成30年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項または第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第13号

平成30年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第14号

平成30年2月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月7日から同2月21日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員         | 敷地の延長        |
|-------|----------|----------------------------------------------|-----|---------------|--------------|
| 市道    | 西5区190号線 | 西区商工センター六丁目4番地25地先から<br>西区商工センター六丁目4番地25地先まで | 旧   | メートル<br>11.00 | メートル<br>2.50 |
|       |          |                                              | 新   | メートル<br>24.07 | メートル<br>2.50 |

広島市告示（西区）第15号

平成30年2月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月7日から同2月21日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|----------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 西5区190号線 | 西区商工センター六丁目4番地25地先から<br>西区商工センター六丁目4番地25地先まで | 平成30年2月7日 |

広島市告示（西区）第16号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第17号

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第18号

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第19号

平成30年2月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成30年2月13日
- 3 道路の位置 広島市西区井口二丁目の977番1の一部、980番1の一部、980番2の一部、982番3の一部、982番1の一部及び里道の一部
- 4 幅員及び延長
  - 幅員 4.2～5.03メートル
  - 延長 69.94メートル

広島市告示（西区）第20号

平成30年2月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第21号

平成30年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第22号

平成30年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第23号

平成30年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第24号

平成30年2月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同3月13日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 西3区277号線 | 西区己斐上四丁目598番地1地先から<br>西区己斐上四丁目598番地1地先まで | 旧   | メートル<br>1.51<br>～<br>1.80 | メートル<br>37.37 |
|       |          |                                          | 新   | メートル<br>2.80<br>～<br>4.00 | メートル<br>37.37 |

広島市告示（西区）第25号

平成30年2月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同3月13日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日    |
|-------|----------|------------------------------------------|------------|
| 市道    | 西3区277号線 | 西区己斐上四丁目598番地1地先から<br>西区己斐上四丁目598番地1地先まで | 平成30年2月27日 |

広島市告示（安佐南区）第11号

平成30年2月1日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成30年1月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第12号

平成30年2月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第22号
- 2 指定年月日 平成30年2月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東七丁目700番462の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 34.95メートル

広島市告示（安佐南区）第13号

平成30年2月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第23号
- 2 指定年月日 平成30年2月6日

3 道路の位置 広島市安佐南区山本四丁目の1561番1の一部及び1561番1地先里道

4 幅員及び延長 幅員 4.00～4.10メートル  
延長 25.87メートル

広島市告示（安佐南区）第14号

平成30年2月13日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成30年2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第15号

平成30年2月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月15日から同年3月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区696号線 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目631番22地先から<br>広島市安佐南区長楽寺一丁目631番14地先まで | 旧   | 3.70<br>～<br>8.26 | 36.97 |
|       |            |                                                    | 新   | 4.50<br>～<br>8.29 | 36.97 |
|       | 安佐南2区699号線 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目631番1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺一丁目631番5地先まで   | 旧   | 4.23<br>～<br>4.98 | 22.25 |
|       |            |                                                    | 新   | 4.57<br>～<br>5.01 | 22.25 |

広島市告示（安佐南区）第16号

平成30年2月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月15日から同年3月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|------------|----------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南2区696号線 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目631番22地先から<br>広島市安佐南区長楽寺一丁目631番14地先まで | 平成30年2月15日 |
|       | 安佐南2区699号線 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目631番1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺一丁目631番5地先まで   |            |

広島市告示(安佐南区)第17号

平成30年2月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月15日から同年3月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                                         | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m)  |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 県道    | 久地伏谷線 | 広島市安佐南区沼田町大字吉山宇野稲1470番地1地先から<br>広島市安佐南区沼田町大字吉山宇影浦1475番地1地先まで | 旧   | 5.00<br>～<br>8.90   | 154.00 |
|       |       |                                                              | 新   | 10.00<br>～<br>13.40 | 154.00 |

広島市告示(安佐南区)第18号

平成30年2月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月15日から同年3月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 供用区間                                                         | 供用開始の期日    |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------|------------|
| 県道    | 久地伏谷線 | 広島市安佐南区沼田町大字吉山宇野稲1470番地1地先から<br>広島市安佐南区沼田町大字吉山宇影浦1475番地1地先まで | 平成30年2月15日 |

広島市告示(安佐南区)第19号

平成30年2月16日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更しま

す。

その関係図面は、平成30年2月16日から同年3月2日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                 |
|----|-----|--------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南2区1298号里道 | 安佐南区古市二丁目1339番5地先から<br>安佐南区古市二丁目1337地先まで   |
|    | 新   |              | 安佐南区古市二丁目1338番6地先から<br>安佐南区古市二丁目1337番3地先まで |
| 里道 | 旧   | 安佐南2区1308号里道 | 安佐南区大町東一丁目76番地先から<br>安佐南区大町東一丁目70番地先まで     |
|    | 新   |              | 安佐南区大町東一丁目67番1地先から<br>安佐南区大町東一丁目70番2地先まで   |

広島市告示(安佐南区)第20号

平成30年2月21日

平成30年第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日時 平成30年3月9日(金)午後4時  
 招集場所 佐東公民館 第1研修室  
 議事日程 日程第1 会期の決定について  
 日程第2 平成30年度緑井財産区会計歳入歳出予算について

広島市告示(安佐南区)第21号

平成30年2月21日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名 称 吉山緑ヶ丘町内会  
 2 規定に定める目的 本会は、会員相互の親睦を図るとともに住み良い地域づくりと、地域福祉の増進を図る事を目的とする。  
 3 区 域 広島市安佐南区沼田町吉山1476番6から1476番27、1484番2から1484番23、1484番25から

1484番27, 1484番35, 1484番36, 10779番4から10779番10, 10848番4から10848番24, 10848番26, 10848番28から10848番42, 10848番44から10848番52, 10848番56, 10848番57, 10811番2から10811番160, 10811番163, 10811番165, 10811番170から10811番172までの地番で示す区域であって、吉山緑ヶ丘団地内に限る。

- 4 事務所 広島市安佐南区沼田町吉山10848番地22
- 5 代表者の氏名住所 氏名 小谷 光彦  
住所 広島市安佐南区沼田町吉山10848番地22
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 解散の事由 無
- 9 認可年月日 平成30年2月21日

広島市告示(安佐南区)第22号  
平成30年2月21日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成30年2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第23号  
平成30年2月27日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等           | 所在(起点及び終点)                         |
|----|----------------|------------------------------------|
| 里道 | 安佐南1区815号里道の一部 | 安佐南区川内二丁目1651番2地先から川内二丁目1652番2地先まで |

広島市告示(安佐南区)第24号

平成30年2月27日  
次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等                  | 所在(起点及び終点)                         |
|----|-----------------------|------------------------------------|
| 水路 | K3-E1-か-10-6-6号水路の一部  | 安佐南区川内二丁目1651番2地先から川内二丁目1651番2地先まで |
| 水路 | K3-E1-か-11-5-21号水路の一部 | 安佐南区川内二丁目796番4地先から川内二丁目796番4地先まで   |

広島市告示(安佐南区)第25号

平成30年2月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第24号
- 2 指定年月日 平成30年2月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区山本九丁目の440番2の一部, 440番3の一部, 442番1の一部, 442番2の一部, 442番4の一部, 442番5の一部及び442番7の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50~5.04メートル  
延長 31.33メートル

広島市告示(安佐南区)第26号

平成30年2月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年2月28日から同年3月14日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)                       |
|----|--------------------|----------------------------------|
| 里道 | 安佐南4区70号里道の一部      | 安佐南区沼田町大字阿戸字濱郷2703番地先から2728番地先まで |
| 水路 | K4-E4-あ-9-27-12号水路 | 安佐南区沼田町大字阿戸字濱郷2703番地先から2703番地先まで |
| 水路 | K4-E4-あ-9-27-16号水路 | 安佐南区沼田町大字阿戸字濱郷2705番地先から2703番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第27号

平成30年2月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成30年2月28日から同年3月14日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                  |
|----|------|------------|-----------------------------|
| 里道 | 旧    | 安佐南4区70号里道 | 安佐南区沼田町阿戸2721番地先から2703番地先まで |
|    | 新    |            | 安佐南区沼田町阿戸2721番地先から2705番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第28号

平成30年2月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定をします。

その関係図面は、平成30年2月28日から同年3月14日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                   |
|----|------|--------------|------------------------------|
| 里道 | 新    | 安佐南4区1934号里道 | 安佐南区沼田町阿戸2703番地先から2728番1地先まで |

広島市告示（安佐北区）第19号

平成30年2月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会（代表者 角広 忍）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                         | 新                          |
|----------|---------------------------|----------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入五丁目9番22号         | 広島市安佐北区三入五丁目10番63号         |
| 代表者の氏名住所 | 角広 忍<br>広島市安佐北区三入五丁目9番22号 | 砂本 栄<br>広島市安佐北区三入五丁目10番63号 |

広島市告示（安佐北区）第20号

平成30年2月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した安佐可台町内会（代表者 大場 勝雄）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                          | 新                         |
|----------|----------------------------|---------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入七丁目6番40号          | 広島市安佐北区三入七丁目4番2号          |
| 代表者の氏名住所 | 大場 勝雄<br>広島市安佐北区三入七丁目6番40号 | 加藤 久賀<br>広島市安佐北区三入七丁目4番2号 |

広島市告示（安佐北区）第21号

平成30年2月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年2月23日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した勝木ハイツ自治会（代表者 増田 忍）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                              | 新                              |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区可部町大字勝木1682番地39         | 広島市安佐北区可部町大字勝木1248番地12         |
| 代表者の氏名住所 | 増田 忍<br>広島市安佐北区可部町大字勝木1682番地39 | 中村 豊<br>広島市安佐北区可部町大字勝木1248番地12 |

広島市告示（安佐北区）第22号

平成30年2月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋五区町内会（代表者 谷口 大治）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|          | 旧                           | 新                           |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入六丁目23番16号          | 広島市安佐北区三入六丁目28番35号          |
| 代表者の氏名住所 | 谷口 大治<br>広島市安佐北区三入六丁目23番16号 | 土居 尚之<br>広島市安佐北区三入六丁目28番35号 |

広島市告示（安佐北区）第23号

平成30年2月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月16日から同年3月2日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|--------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北1区84号線 | 安佐北区白木町大字井原字市3718番地4地先から安佐北区白木町大字井原字市3719番地2地先まで | 旧   | 3.70<br>～<br>7.30  | 69.60    |
|       |           |                                                  | 新   | 5.20<br>～<br>10.00 |          |

広島市告示（安佐北区）第24号

平成30年2月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月16日から同年3月2日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|--------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北1区84号線 | 安佐北区白木町大字井原字市3718番地4地先から安佐北区白木町大字井原字市3719番地2地先まで | 平成30年2月16日 |

広島市告示（安佐北区）第25号

平成30年2月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成30年2月21日から同年3月7日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                               |
|----|--------------------|------------------------------------------|
| 水路 | K3-F3-R寺田-29-11号水路 | 安佐北区亀山三丁目1277番13地先から安佐北区亀山三丁目1277番13地先まで |

広島市告示（安佐北区）第26号

平成30年2月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成30年2月21日から同年3月7日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在（起点及び終点）                         |
|----|---------------------|------------------------------------|
| 水路 | K3-F3-R五郎丸-10-31号水路 | 安佐北区亀山七丁目421番地先から安佐北区亀山七丁目421番地先まで |

広島市告示（安佐北区）第27号

平成30年2月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成30年2月21日から同年3月7日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                | 所在（起点及び終点）                           |
|----|-----|---------------------|--------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-F3-R五郎丸-10-57号水路 | 安佐北区亀山七丁目433番1地先から安佐北区亀山七丁目434番1地先まで |
|    | 新   | K3-F3-R五郎丸-10-57号水路 | 安佐北区亀山七丁目433番1地先から安佐北区亀山七丁目421番地先まで  |

広島市告示（安佐北区）第28号

平成30年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第29号

平成30年2月27日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、玖村駅駐輪場、安

芸矢口駐輪場及び下深川駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年2月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第3号  
平成30年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第4号  
平成30年2月1日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第5号  
平成30年2月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月7日から同月21日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸4区100号線 | 広島市安芸区矢野西七丁目1107番地4地先から<br>広島市安芸区矢野西七丁目1106番地1地先まで | 旧   | メートル<br>3.06<br>～<br>5.20 | メートル<br>13.00 |
|       |           |                                                    | 新   | メートル<br>4.15<br>～<br>5.20 | メートル<br>13.00 |

広島市告示(安芸区)第6号  
平成30年2月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月7日から同月21日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸4区100号線 | 広島市安芸区矢野西七丁目1107番地4地先から<br>広島市安芸区矢野西七丁目1106番地1地先まで | 平成30年2月7日 |

広島市告示(安芸区)第7号  
平成30年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第8号  
平成30年2月14日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第9号  
平成30年2月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月16日から同年3月2日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|---------|--------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸3区2号線 | 広島市安芸区船越六丁目1479番地8地先から<br>広島市安芸区船越六丁目1479番地8地先まで | 旧   | メートル<br>3.00<br>～<br>6.56 | メートル<br>21.40 |
|       |         |                                                  | 新   | メートル<br>4.00<br>～<br>8.35 | メートル<br>21.40 |

広島市告示（安芸区）第10号

平成30年2月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月16日から同年3月2日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日    |
|-------|---------|--------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安芸3区2号線 | 広島市安芸区船越六丁目1479番地8地先から<br>広島市安芸区船越六丁目1479番地8地先まで | 平成30年2月16日 |

広島市告示（佐伯区）第17号

平成30年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第18号

平成30年2月1日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年1月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第19号

平成30年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第20号

平成30年2月6日

次のとおり市街化区域内の里道を変更します。

その関係図面は、平成30年2月6日から同月20日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 種別 | 区分 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|----|------------|--------------------------------------------------|
| 里道 | 旧  | 佐伯1区1176号線 | 広島市佐伯区五日市町下小深川92番1地先から<br>広島市佐伯区五日市町下小深川92番1地先まで |
|    | 新  | 佐伯1区1176号線 | 広島市佐伯区五日市町下小深川95番1地先から<br>広島市佐伯区五日市町下小深川92番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第21号

平成30年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第22号

平成30年2月6日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年2月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第23号

平成30年2月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第24号

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第25号

平成30年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第26号

平成30年2月15日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成30年2月15日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央四丁目943番17号の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00メートル  
延長 33.58メートル

広島市告示（佐伯区）第27号

平成30年2月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第28号

平成30年2月20日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月20日から同年3月6日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しま

す。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 変更区間                                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長          |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------|-----|----------------------------|----------------|
| 市道    | 佐伯1区236号線 | 佐伯区五日市町大字石内字神原2253番地1地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字神原2253番地1地先まで | 旧   | メートル<br>4.10<br>～<br>9.00  | メートル<br>40.00  |
|       |           |                                                        | 新   | メートル<br>8.50<br>～<br>21.50 | メートル<br>40.00  |
| 市道    | 佐伯1区436号線 | 佐伯区五日市町大字石内字神原2254番地1地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字神原2262番地3地先まで | 旧   | メートル<br>3.10<br>～<br>7.10  | メートル<br>134.50 |
|       |           |                                                        | 新   | メートル<br>4.50<br>～<br>21.50 | メートル<br>134.50 |

広島市告示（佐伯区）第29号

平成30年2月20日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成30年2月20日から同年3月6日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 供用開始                                                   | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯1区236号線 | 佐伯区五日市町大字石内字神原2253番地1地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字神原2253番地1地先まで | 平成30年2月20日 |
| 市道    | 佐伯1区436号線 | 佐伯区五日市町大字石内字神原2254番地1地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字神原2262番地3地先まで | 平成30年2月20日 |

広島市告示（佐伯区）第30号

平成30年2月21日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成30年2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第31号

平成30年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第32号

平成30年2月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
2 指定年月日 平成30年2月27日
3 道路の位置 広島市佐伯区三宅三丁目906番8
4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 9.72メートル

広島市告示(佐伯区)第33号

平成30年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市東区告示第1号

平成30年2月15日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 松出由美

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 19-31

広島市東区告示第2号

平成30年2月23日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規

則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 松出由美

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 26-12

広島市南区告示第1号

平成30年2月9日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条例第4項の規定により公示する。

広島市南区長 胡麻田泰江

記

Table with 3 columns: 氏名, 住民票の住所, 職権処理の内容. Row 1: 小田聖史, 広島県広島市南区段原南二丁目3番19-803号, 消除

広島市西区告示第2号

平成30年2月28日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条例第4項の規定により公示する。

広島市西区長 塩山慎二

Table with 3 columns: 氏名, 住民票上の住所, 職権処理の内容. Row 1: 岡本雅美, 西区新庄町14番1-303号, 消除. Row 2: 山田和雄, 西区田方三丁目909番地1ダイアパレスウエストシティ517号, 消除

広島市安佐南区告示第2号

平成30年2月26日

次の広島市国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示します。

広島市安佐南区長 品川弘司

- 1 保険者番号 344051
2 被保険者証の記号・番号 安南 6023145
3 被保険者証の交付年月日 平成29年12月4日 (再)
4 被保険者証の有効期限 平成30年7月31日
5 無効告示の理由 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため

**選管告示**

**広島市選挙管理委員会告示第3号**

平成30年2月5日

平成30年3月18日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録の基準日」という。）を、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

登録の基準日 平成30年3月8日。ただし、年齢については、選挙期日（平成30年3月18日）により算定する。

**広島市選挙管理委員会告示第4号**

平成30年2月5日

平成30年3月18日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、選挙管理委員会が候補者に交付するもののうち、次のものに押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項の規定による選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機に取り付ける表示板
- 2 同法第141条の2第2項の規定による自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着用する腕章
- 3 同法第164条の5第2項の規定による街頭演説のために使用する標旗
- 4 同法第164条の7第2項の規定による街頭演説において選挙運動に従事する者が着用する腕章

**広島市選挙管理委員会告示第5号**

平成30年2月5日

平成30年3月18日執行予定の広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙において、選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の8第3項により準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた政党その他の政治団体に交付するもののうち、同法第201条の1第3項の規定による政治活動のために使用する自動車に取り付ける表示板に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

**区選管告示**

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第1号**

平成30年2月9日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、高南財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

- 1 選挙の期日 平成30年2月14日
- 2 選挙すべき議員の数 7人

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第2号**

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

次のとおり 省略

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号**

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び第80条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

- 1 場 所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4  
広島市安佐北区役所白木出張所会議室
- 2 日 時 平成30年2月14日 午後9時00分

ただし、公職選挙法選挙第100条第4項の規定により投票を行わないときは、平成30年2月14日午後4時30分に開会します。

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第4号**

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本和則

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第5号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 投票区名 | 投票所施設名          | 所在地                       |
|------|-----------------|---------------------------|
| 白木第四 | 安佐北区役所<br>白木出張所 | 広島市安佐北区白木町大字秋山2<br>391番地4 |
| 白木第五 | 檜山集会所           | 広島市安佐北区白木町大字市川6<br>364番地1 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第6号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 期日前投票所開設場所         | 所在地                       |
|--------------------|---------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>白木出張所 | 広島市安佐北区白木町大字秋山239<br>1番地4 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第7号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

次のとおり 省略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第8号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用され

る同令第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

次のとおり 省略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第9号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 2階第三会議室
  - 2 日時 平成30年2月9日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法選挙第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 2階第三会議室
- (2) 日時 平成30年2月12日 午後5時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第10号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第8項の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

金額 1,381,800円

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第11号

平成30年2月15日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

次のとおり 省略

区選管委員長告示

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成30年2月9日

平成30年2月14日執行の高南財産区議会議員一般選挙にお

ける不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4

広島市安佐北区役所白木出張所

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第2号

平成30年2月5日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山隆

1 日時 平成30年2月9日（金） 午前9時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 広島市いじめ防止対策推進審議会の調査状況について（報告）

【非公開予定議題】

(2) 教職員の人事について（議案）



広島市教育委員会告示第3号

平成30年2月28日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山隆

1 日時 平成30年3月7日（水） 午後1時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 平成29年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告）

(2) 平成30年度広島市教員研修計画について（報告）

【非公開予定議題】

(3) 教職員の人事について（議案）

水道局規程

広島市水道局規程第1号

平成30年2月28日

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 野津山宏

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

広島市水道給水条例施行規程（昭和38年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「」に規定する老人控除対象配偶者を「」に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に、「所得税法に規定する老人控除対象配偶者」を「所得税法に規定する同一生計配偶者」に改め、同表備考の5中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第2中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同表備考の3中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第3中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同表備考の5中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、平成31年8月1日が属する水道料金の算定の基礎となる月からの水道の使用に係る水道料金について適用する。

監査公表

広島市監査公表第2号

平成30年2月2日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

平成29年度包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人福田浩から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

次のとおり 略



広島市監査公表第3号

平成30年2月23日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治

| <p style="text-align: center;">同 桑田 恭子</p> <p style="text-align: center;"><b>監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表</b></p> <p style="text-align: center;">地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">平成29年度監査の結果に対する措置事項の公表<br/>(企画総務局)</p> <p>1 監査結果公表年月日<br/>平成29年9月12日（広島市監査公表第18号）</p> <p>2 監査結果に対する措置事項の通知年月日<br/>平成30年2月8日（広企総第15号）</p> <p>3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |       |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公営企業に対する公有財産の使用承認について<br/>(所管課：企画総務局総務課)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">監査の結果</th> <th style="width: 50%;">措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>公営企業に対し一般会計が所管する公有財産を使用させる場合は、使用承認の手続をとった上で原則として有償で整理するものとされている。</p> <p>しかしながら、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について、使用承認の手続がとられておらず有償としていなかった。</p> <p>については、関係部局とも協議の上、適正な事務処理が行われた。</p> </td> <td> <p>監査の結果を受け、速やかに、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について有償による使用承認の手続を行い、現年度分（平成29年度）及び過年度分（平成24年度から平成28年度まで）の使用料相当額を徴収するとともに、区役所においても適正な事務処理を行っていたことを確認した。</p> <p>また、公営企業に対する公有財産の使用承認における使用料の徴収漏れを当課における事務処理上起こり得るリスクとして取り上げて、徴収事務が適正に行われているか複数の職員で点検することとした。</p> <p>さらに、内部統制の観点から、平成29年10月3日開催の全庁連絡調整会議において、公営企業に対する公有財産の使用承認は原則有償とすることを改めて周知した。また、同会議において、本件が事務処理の取扱いの変更が徹底されていなかった事案であることを踏まえ、事務処理の取扱いが変更された場合等は、組織内でその情報を共有した上、当該変更点に留意して複数の職員でチェックするよう注意喚起を行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 監査の結果 | 措置の内容 | <p>公営企業に対し一般会計が所管する公有財産を使用させる場合は、使用承認の手続をとった上で原則として有償で整理するものとされている。</p> <p>しかしながら、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について、使用承認の手続がとられておらず有償としていなかった。</p> <p>については、関係部局とも協議の上、適正な事務処理が行われた。</p> | <p>監査の結果を受け、速やかに、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について有償による使用承認の手続を行い、現年度分（平成29年度）及び過年度分（平成24年度から平成28年度まで）の使用料相当額を徴収するとともに、区役所においても適正な事務処理を行っていたことを確認した。</p> <p>また、公営企業に対する公有財産の使用承認における使用料の徴収漏れを当課における事務処理上起こり得るリスクとして取り上げて、徴収事務が適正に行われているか複数の職員で点検することとした。</p> <p>さらに、内部統制の観点から、平成29年10月3日開催の全庁連絡調整会議において、公営企業に対する公有財産の使用承認は原則有償とすることを改めて周知した。また、同会議において、本件が事務処理の取扱いの変更が徹底されていなかった事案であることを踏まえ、事務処理の取扱いが変更された場合等は、組織内でその情報を共有した上、当該変更点に留意して複数の職員でチェックするよう注意喚起を行った。</p> |
| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 措置の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |       |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>公営企業に対し一般会計が所管する公有財産を使用させる場合は、使用承認の手続をとった上で原則として有償で整理するものとされている。</p> <p>しかしながら、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について、使用承認の手続がとられておらず有償としていなかった。</p> <p>については、関係部局とも協議の上、適正な事務処理が行われた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>監査の結果を受け、速やかに、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について有償による使用承認の手続を行い、現年度分（平成29年度）及び過年度分（平成24年度から平成28年度まで）の使用料相当額を徴収するとともに、区役所においても適正な事務処理を行っていたことを確認した。</p> <p>また、公営企業に対する公有財産の使用承認における使用料の徴収漏れを当課における事務処理上起こり得るリスクとして取り上げて、徴収事務が適正に行われているか複数の職員で点検することとした。</p> <p>さらに、内部統制の観点から、平成29年10月3日開催の全庁連絡調整会議において、公営企業に対する公有財産の使用承認は原則有償とすることを改めて周知した。また、同会議において、本件が事務処理の取扱いの変更が徹底されていなかった事案であることを踏まえ、事務処理の取扱いが変更された場合等は、組織内でその情報を共有した上、当該変更点に留意して複数の職員でチェックするよう注意喚起を行った。</p> |       |       |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |